

愛西市地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会次第

日 時 令和5年2月2日(木)

午後1時30分～

場 所 愛西市文化会館

第2会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 令和4年度市内地域包括支援センターの事業実施状況報告について

【資料1-1、1-2】

(2) 地域包括支援センターの事業評価について【資料2-1、2-2】

(3) 令和5年度地域包括支援センターの事業計画について【資料3-1、3-2】

(4) 地域密着型サービス事業所について【資料4】

(5) その他

愛西市地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

氏名	区分	備考	
上 敏明	保健・医療・福祉関係者	医師	
浦田 裕介		歯科医師	
安井 久		薬剤師	
原田 健三		愛西市社会福祉協議会長	
高橋 寛直		愛西市民生児童委員会会長	R4.12.13~
夏目 泰樹		津島保健所次長兼総務企画課長	
平井 正	学識経験者	社会福祉士	
鷺野 明美		社会福祉士	
矢留 仁道	介護サービスの事業者	介護保険施設	
沖 香里		居宅介護支援事業所	R5.2.1~
板谷 一恵	介護保険被保険者	第1号被保険者代表	
藤澤 恵美		第2号被保険者代表	
伊藤 八枝子	介護サービスの利用者の家族		
加藤 輝彦	その他必要と認めるもの	愛西市老人クラブ連合会長	
中村 文子		愛西市婦人会長	

事務局

愛西市保険福祉部長	小林 徹男
愛西市保険福祉部参事	松本 繁
愛西市高齢福祉課長	八木 久美子
愛西市高齢福祉課	山田 光正
	木村 友也
	渡部 宏一
愛西市社協地域包括支援センター	中野 重利
佐屋苑地域包括支援センター	武藤 恵子
愛西市社協佐織地域包括支援センター	落合 輝彦

令和 4 年度 市内地域包括支援センターの事業実施状況報告

(令和 4 年 4 月～12 月分)

I 包括的支援事業

1 介護予防ケアマネジメント事業（第 1 号介護予防支援事業）

要支援と認定された者及び事業対象と判定された者のアセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議の開催、サービス提供評価、給付管理事務（一部は居宅介護支援事業所に委託）を実施する。

(1) ケアマネジメントA実施件数

	事業対象者	要支援 1	要支援 2	計
センター (佐屋・佐屋西)	1 6 7 (1 3)	2 1 7 (4)	1 6 2 (3)	5 4 6 (2 0)
社協 (立田・八開)	2 0 4 (1 6)	1 2 9 (6)	1 0 6 (3)	4 3 9 (2 5)
佐屋苑 (市江・永和)	2 0 7 (2 0)	2 1 2 (2 7)	1 6 1 (9)	5 8 0 (5 6)
社協佐織 (佐織)	2 2 5 (2 8)	3 0 0 (1 8)	2 8 1 (0)	8 0 6 (4 6)
合計	8 0 3 (7 7)	8 5 8 (5 5)	7 1 0 (1 5)	2, 3 7 1 (1 4 7)

※ () は地域包括支援センター実施分再掲

(2) ケアマネジメントC実施件数

	事業対象者	要支援 1	要支援 2	計
センター (佐屋・佐屋西)	3 0 (3 0)	2 (1)	0 (0)	3 2 (3 1)
社協 (立田・八開)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
佐屋苑 (市江・永和)	2 0 (2 0)	3 (3)	0 (0)	2 3 (2 3)
社協佐織 (佐織)	1 1 (1 1)	0 (0)	0 (0)	1 1 (1 1)
合計	6 2 (6 2)	5 (4)	0 (0)	6 7 (6 6)

※ () は地域包括支援センター実施分再掲

(3) 介護予防支援実施件数

	要支援1	要支援2	計
センター (佐屋・佐屋西)	351 (3)	526 (0)	877 (3)
社協 (立田・八開)	202 (2)	363 (25)	565 (27)
佐屋苑 (市江・永和)	296 (64)	373 (13)	669 (77)
社協佐織 (佐織)	590 (0)	722 (9)	1,312 (9)
合計	1,439 (69)	1,984 (47)	3,423 (116)

※ () は地域包括支援センター実施分再掲

(4) 居宅介護支援事業所の委託について (資料1-2のとおり)

2 総合相談支援業務及び権利擁護業務

高齢者や家族からの相談を受け、地域における保健、医療、福祉サービスの利用につなげる等の支援を実施する。

(1) 相談件数

(件)

区分	実件数 ※詳細は (4)参照	延件数 ※詳細は (3)(4) 参照	相談者 (重複あり)			形態 (重複あり)			
			本人	家族	その他 ※詳細は (2)参照	訪問	来所	電話	その他
センター (佐屋・佐屋西)	563	1,363	598	589	999	298	414	798	2
社協 (立田・八開)	296	1,148	404	413	799	247	170	807	14
佐屋苑 (市江・永和)	328	2,709	1,298	764	2,673	840	97	2,101	122
社協 佐織 (佐織)	641	3,849	1,277	1,352	2,387	1,033	285	2,553	75
合計	1,828	9,069	3,577	3,118	6,858	2,418	966	6,259	213

(2) 相談者「その他」の内訳

相談者内訳	件 数 (件)				
	センター	社 協	佐屋苑	社協佐織	合 計
介護支援専門員	480	323	852	1,146	2,801
医療機関	63	87	262	308	720
近隣者	41	3	96	45	185
民生委員	19	36	20	55	130
介護保険事業所	144	140	509	285	1,078
市職員	23	106	364	304	797
訪問調査員	18	2	25	15	60
社会福祉協議会	43	22	66	111	242
見守り訪問員	3	0	0	3	6
警察	7	16	9	9	41
議員	12	0	7	2	21
弁護士・司法書士	17	16	28	0	61
後見人等	5	1	83	2	91
裁判所	4	2	20	0	26
その他	120	45	332	102	599
計	999	799	2,673	2,387	6,858

(3) 施設別相談件数

(件)

	年間相談件数	月平均相談件数
センター (佐屋・佐屋西)	1,363	151.4
社協 (立田・八開)	1,148	127.6
佐屋苑 (市江・永和)	2,709	301.0
社協佐織 (佐織)	3,849	427.7
合計	9,069	1,007.7

(4) 相談内容別延件数

(人)

内 容		センター		社 協		佐屋苑		社協佐織		合計		
		実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	
介護予防 ケアマネ ジメント	予防 給付	11	53	33	190	22	291	32	287	98	821	
	総合 事業	35	109	26	189	33	461	28	237	122	996	
総合相談・支援		363	842	161	635	197	1,565	335	2,689	1,056	5,731	
高齢者虐待 ※詳細は(5)①参照		3	44	3	27	3	47	8	33	17	151	
権利擁護			22	72	11	22	1	191	13	65	47	350
		成年 後見	18	59	7	16	1	146	11	48	37	269
		その他	4	13	4	6	0	45	2	17	10	81
介護支援 専門員 への支援			5	81	8	23	0	6	74	311	87	421
		ケアプ ランの 指導	1	12	3	6	0	6	46	72	50	96
		困難事 例への 対応	4	69	5	17	0	0	28	239	37	325
住宅改修		6	24	4	7	5	46	12	31	27	108	
介護予防把握事業		112	130	18	21	67	88	128	147	325	386	
その他		6	8	32	34	0	14	11	49	49	105	
合計		563	1,363	296	1,148	328	2,709	641	3,849	1,828	9,069	

(5) 高齢者虐待の内訳

① 相談・通報受理件数

(件)

	実件数 ※詳細は(4)参照	延件数 ※詳細は(4)参照	虐待認定 ※詳細は④参照
センター	3	44	3
社協	3	27	1
佐屋苑	3	47	1
社協佐織	8	33	3
合計	17	151	8

② 相談者・通報者(重複あり)

(件)

	本人	家族 親族	近隣住民 知人	民生 委員	医療 機関	警察	介護支援 専門員	介護保険 事業所	市職員	虐待者 自身	その他	合計
センター	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3
社協	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	3
佐屋苑	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	3
社協 佐織	0	0	0	0	0	3	4	3	0	0	0	10
合計	0	1	3	0	0	3	9	3	0	0	0	19

③ 虐待の種別(重複あり)

(件)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
センター	2	0	1	0	0	3
社協	0	0	1	0	0	1
佐屋苑	1	0	0	0	0	1
社協佐織	3	0	1	0	0	4
合計	6	0	3	0	0	9

④ 虐待の程度(深刻度)

(件)

	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	合計
センター	3	0	0	0	3
社協	0	1	0	0	1
佐屋苑	0	1	0	0	1
社協佐織	3	0	0	0	3
合計	6	2	0	0	8

・虐待の程度（深刻度）【厚生労働省調査項目に準ずる】

深刻度区分	説明
1（軽度）	本人意思を無視した行為、介護者の都合に合わせたケアが行われている、高齢者に軽度の被害・影響が生じている状態
2（中度）	虐待行為が繰り返されている、生活継続に支障が出ている状態
3（重度）	重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている
4（最重度）	生命・身体・生活の危機的状況

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 介護支援専門員研修

実施日	実施内容	参加人数(人)
令和4年9月13日(火)	ケアプラン作成のポイント	27

(2) 介護保険事業所及び施設連絡会議

実施日	実施内容	参加人数(人)
令和4年5月18日(水)	高齢者が良い睡眠をとるための講演会 ～支援方法のポイント～	28
令和4年9月27日(火)	高齢者の感染症対策	16
	基礎から学べる介護技術～衣服の着脱・ 清拭の基本～	13
令和4年12月20日(火)	防災に関する研修会『BCPの作成について』	20

II 包括的支援事業（社会保障充実分）

1 在宅医療・介護連携推進事業

(1) 海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター

海部医療圏内の7市町村で設置した海部医療圏在宅医療・介護連携支援センターにて、在宅医療・介護連携推進事業を行う。

(2) 海部医療圏市町村在宅医療連絡協議会

電子連絡帳の運営について7市町村で協議する。

新型コロナウイルス感染症対策のため、電子連絡帳上にて随時情報交換

(3) 電子@連絡帳システム「つながるまい愛西」

① 利用状況

登録患者数(人)	登録記事合計数(件)
420	14,661

※登録記事合計数は、システム導入時（平成28年）からの総計数

② 登録事業所数

	市内施設数	登録事業所数	登録率(%)
市	1	1	100.0
医療機関（医科）	39	10	25.6
医療機関（歯科）	25	6	24.0
薬局	21	8	38.1
訪問看護ステーション	5	3	60.0
地域包括支援センター	4	4	100.0
居宅介護支援事業所	18	16	88.9
訪問介護	14	8	57.1
通所介護	23	18	78.3
通所リハビリテーション	4	4	100.0
訪問入浴	1	1	100.0
短期入所生活介護	5	2	40.0
短期入所療養介護	0	0	—
福祉用具	1	1	100.0
小規模多機能型居宅介護	2	2	100.0
認知症対応型共同生活介護	3	0	—
特定施設入所者生活介護	3	1	33.3
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	4	2	50.0
介護老人保健施設	1	1	100.0
認知症対応型通所介護	2	2	100.0
その他		9	
合計	176	99	(注)51.1

(注) 登録事業所数の「その他」を除いて算出している。

2 生活支援体制整備事業

(1) 生活支援コーディネーターの配置

社会資源や人材の発掘・育成及び高齢者のニーズとサービスのマッチングとともに、地域での通いの場や生活支援サービスの立ち上げや運営支援等を行う。

① 第1層生活支援コーディネーターの配置

市高齢福祉課 1名、市社会福祉協議会 1名（計2名）

② 第2層生活支援コーディネーターの配置

佐屋、立田、八開、佐織地区に1名ずつ配置（計4名）

(2) 協議体の設置

協議体を開催し、地域の課題・ニーズの分析とサービス・ネットワークの構築を図る。

① 第1層協議体（第2層協議体連絡会）

実施回数：2回

② 第2層協議体

日常生活圏域	実施回数 (回)
佐屋地区	9
立田地区	9
八開地区	9
佐織地区	9

(3) 生活支援サポーター養成講座

高齢者の生活支援サービスの担い手の育成のため、生活支援サポーターの養成及び活動を支援する。

実施回数 (回)	登録者数 (人)
2	14

(4) 生活支援サポーターフォローアップ講座

生活支援サポーター養成講座受講者のためのフォローアップ講座を実施し、サポーター同士の情報・意見交換等を行った。

実施回数 (回)	参加者数 (人)
1	19

(5) 運転ボランティア養成講座

訪問型サービスD及び通所型サービスBで車両による送迎を行う担い手である運転ボランティアの養成及び活動を支援する。

実施回数 (回)	登録者数 (人)
1	5

3 認知症初期集中支援推進事業

(1) 事業実施状況

- ① 認知症初期集中支援チーム年間訪問回数 0回
- ② 訪問支援者数 0人
- ③ 認知症初期集中支援チーム員会議開催数 4回
- ④ 相談対応者数 4人

4 地域ケア推進事業

(1) 地域ケア会議実施件数

① 地域ケア会議

センター名	ケース数(件)	延開催数(回)
センター	1	1
社 協	1	1
佐屋苑	0	0
社協佐織	5	5
計	7	7

Ⅲ 一般介護予防事業

1 介護予防把握事業

(1) 対象者 65歳以上の高齢者

(2) 実施方法

閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握するため、満75歳の市民（昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれ）に対し、基本チェックリストを郵送

(3) 実施状況

基本チェックリスト 配布者数 (人)	基本チェックリスト 回答者数 (人)	回収率 (%)	介護予防・生活支援 サービス事業対象者数 (人)	対象者率 (%)
805	774	96.1	345	44.6

(4) 令和4年度 基本チェックリストの結果

区 分		人 数 (人)
介護予防・生活支援サービス事業対象者		345
介護予防・生活支援サービス事業対象者の 内訳 (重複あり)	要介護認定申請を勧奨	9
	通所型サービスA利用者	4
	通所型サービスB利用者	0
	健足健口教室参加勧奨	133
	健足健口教室参加者	15
	一般介護予防・自主グループの勧奨	10
計		171
介護予防・日常生活支援総合事業非該当者		421
要介護・要支援認定者		5
死亡、転出等		3
合計		774

2 介護予防普及啓発事業

(1) 対象者 65歳以上の高齢者

(2) 実施状況

事業名	実施回数	参加者延人数 (人)
愛西おでかけサロン (6会場)	162	1,666
脳若トレーニング (3会場)	54	847
フレイル予防教室 (6回コース)	3	36
フレイル予防教室 (運動編、栄養編)	2	20
計	221	2,569

3 地域リハビリテーション活動支援事業

(1) 対象者

市内でサロン活動を行っている団体

(2) 地域リハビリテーション巡回指導

実施回数	参加人数 (人)
12	138

IV 介護予防・生活支援サービス事業について

1 通所型サービス

(1) 対象者

65歳以上の高齢者で要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者
(事業対象者)

(2) 実施方法

健康運動士、歯科衛生士及び管理栄養士による運動機能・口腔機能向上を目的
とした指導

(3) 実施状況

事業名	参加者実人数 (人)	参加者延人数 (人)
健足健口教室	21	80

V 任意事業

1 家族介護支援事業

(1) 家族介護者のつどい

在宅介護を行っている方、またはその家族を対象に、介護の悩みや困ったこと
等をお互いに話し合える機会を提供する。

回数 (回)	参加人数 (人)
1	2

2 認知症高齢者見守り事業

(1) 認知症講演会

開催日	参加人数 (人)
令和4年11月22日 (火)	13

(2) 認知症サポーター養成講座

回数 (回)	参加人数 (人)
5	63

(3) 高齢者見守りステッカー配布事業

申請件数：11件

3 成年後見制度利用支援事業

市長申立件数 (件)	申立費用助成人数 (人)	成年後見人等報酬 助成人数 (人)
0	0	2

VI その他事業

1 孤立死防止・早期発見の取り組み

(1) 事例調査・分析

孤立死防止・早期発見に役立てるため、「一人で亡くなっている状態で発見されたケース」について事例収集及び分析を行う。

発見件数：1件

(2) 新聞販売店等見守り・通報依頼

市内等の新聞販売店、牛乳販売店、乳酸菌飲料販売店及び金融機関に対し、日常業務において新聞等がたまっているなどの異変を感じる場合に、市役所高齢福祉課・地域包括支援センターへ連絡してもらうように依頼し、市役所において安否確認を行う。

見守り協力依頼事業所数

	件数 (件)
新聞販売店	7
牛乳販売店	5
乳酸菌飲料販売店	1
金融機関 (協定締結)	7
合計	20

(3) 配食サービス事業

利用者数 (人)	年間利用食数 (食)
508	39,733

(4) 独居台帳の追記

65歳以上のひとり暮らし高齢者の急病や異変等の緊急時に備えるため、独居台帳に鍵を預けている人の追記を行う。

ひとり暮らし高齢者数(人)	登録者数 (人)
2,303	889

各地域包括支援センター 委託居宅介護支援事業所一覧

資料1-2

令和4年12月末現在

NO	居宅介護支援事業所名	郵便番号	所在地	電話	事業者番号	法人名	法人所在地	市包括	社協	佐屋苑	社協 佐織
1	愛西市居宅介護支援事業所	496-8044	愛西市江西町宮西38番地	0567-37-3311	2375600232	社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会	愛西市江西町宮西38番地	○	○	○	○
2	あいち海部農業協同組合居宅介護支援事業所	496-0876	津島市大縄町9丁目63番地	0567-28-6848	2372700779	あいち海部農業協同組合	津島市大縄町9丁目63番地	○	○	○	○
3	海部東部介護支援センター	490-1105	あま市新居鶴田14番地	052-462-0231	2375601123	有限会社 ゆうあい介護	あま市西今宿梶村48番地				○
4	アサヒ薬局・永和	496-0921	愛西市大井町宮新田32番地22	0567-32-0933	2377200106	合資会社 アサヒ薬局・佐屋	愛西市大井町宮新田32番地22	○		○	
5	愛宕ケアセンターまほろば	496-0035	津島市東愛宕町1丁目54番地1	0567-55-9596	2372700944	なも介護サポート有限会社	津島市南本町2丁目1番地	○	○	○	○
6	海部南部ケアプラン	497-0058	海部郡蟹江町富吉三丁目221 タウニィ鶴正A棟203	0567-55-8608	2375602477	合同会社スモールステップ	愛西市蟹江町八幡一丁目65番地1	○		○	
7	アメニティつしま指定居宅介護支援事業所	496-0043	津島市古川町2丁目56番地	0567-28-8828	2372700050	医療法人 三善会	津島市葉苅町綿掛63番地	○		○	○
8	アリス居宅介護支援事業所	496-8014	愛西市町方町二ツ橋104番地	0567-97-3911	2377200288	アリス有限会社	愛西市町方町二ツ橋108番地2	○	○	○	○
9	介護支援センター やわらぎ	454-0971	名古屋市中川区富田町千音寺西 五反田1592番地1 丸八ビル1階南	052-414-5325	2371003043	株式会社 柔気	名古屋市中川区富田町千音寺 字西五反田1592番地1丸八ビル1階南		○		○
10	株式会社福祉の里佐屋	496-0922	愛西市大野町未9番地	0567-33-0500	2375600950	株式会社 福祉の里	北名古屋市北野天神13番地	○	○	○	○
11	かもり介護センター	496-0005	津島市神守町字下町2番地	0567-25-8804	2372700522	有限会社 ながせ元気倶楽部	津島市神守町字下町2番地	○	○	○	○
12	からうす居宅介護支援事業所	496-0026	津島市唐臼町半池72番地1	0567-31-4146	2372700027	有限会社 エーアンドケー介護サービス	津島市唐臼町半池72番地1	○	○		○
13	亀泉会平和相談センター	490-1323	稲沢市平和町観音堂東海塚33番地	0567-47-1777	2373901137	社会福祉法人 亀泉会	稲沢市平和町観音堂東海塚33番地		○		○
14	カリヨンの郷 介護サポートセンター「新千秋」	497-0043	海部郡蟹江町大字新千秋字後西33番地	0567-95-6621	2375602253	社会福祉法人 カリヨン福祉会	海部郡蟹江町大字今字伊勢苗代1番1	○			
15	居宅介護支援事業所 愛厚ホーム佐屋苑	496-0921	愛西市大井町浦田面268番地6	0567-32-1777	2375600141	社会福祉法人 愛知県厚生事業団	名古屋市中区出来町二丁目8番21号	○		○	
16	居宅介護支援事業所 かにえ	497-0044	海部郡蟹江町大字蟹江新田字佐屋川東48番1	0567-96-7009	2375602261	医療法人 瑞頌会	海部郡蟹江町西之森字長瀬下65番14			○	
17	居宅介護支援事業所 まごのて	496-0023	津島市鹿伏兎町東清水146番地	0567-32-5258	2372700340	有限会社 まごのて	津島市鹿伏兎町東清水146番地	○		○	
18	居宅介護支援事業所 ゆいまーる	496-0071	津島市新開町一丁目62番地	0567-58-1800	2372700977	株式会社 はじめの一步	津島市新開町一丁目62番地	○		○	○
19	居宅介護支援事業所 悠縁	496-0908	愛西市甘村井町勘十田割36番地	0567-55-7022	2377200619	有限会社ライフエール	愛西市甘村井町勘十田割21番地2	○	○	○	○
20	居宅介護支援事業所ローズ	490-1413	弥富市子宝町2丁目105番地1	0567-52-1813	2375601313	医療法人 御幸会	弥富市子宝町2丁目105番地4	○	○	○	
21	居宅介護支援センター さくら	498-0017	弥富市前ヶ須町午新田669番地3	0567-66-1116	2377500075	医療法人 本庄会	弥富市前ヶ須町午新田669番地3	○		○	

NO	居宅介護支援事業所名	郵便番号	所在地	電話	事業者番号	法人名	法人所在地	市包括	社協	佐屋苑	社協 佐織
23	居宅介護支援センター陽だまりの里	496-0003	津島市寺野町字好土44番地	0567-23-1400	2372700720	社会福祉法人 高久会	津島市寺野町好土44番地	○			○
24	グリーンハンズ居宅介護支援事業所	454-0972	名古屋市東区新家3丁目2706番地	052-432-4821	2371001021	有限会社グリーンハンズ居宅介護支援事業所	名古屋市東区新家3丁目2706番地				○
25	Kライン・ケアプランセンター美和	490-1225	あま市蜂須賀北本郷1317番地1	052-526-0550	2377600693	Kラインケア株式会社	丹羽郡大口町高橋2丁目185番地				○
26	ケアセンター くすのき	490-1111	あま市甚目寺桑丸57番地7	052-441-2623	2377601238	株式会社 くすのき	あま市甚目寺桑丸57番地7	○		○	○
27	ケアプラン あいち福祉サービス	490-1314	稲沢市平和町西光坊大門北914番地1	0567-46-5677	2373900790	有限会社 ラッキー・クローバー	稲沢市平和町西光坊大門914番地1	○	○		○
28	ケアプラン古都 さおり館	496-8018	愛西市湊高町上八反31番地3	0567-69-5106	2377200510	有限会社 ライズケア	愛西市湊高町上八反31番地3	○	○		○
29	ケアプラン雪月花	496-0918	春日井市如意申町8-7-18	0567-44-2552	2372504916	東京堂株式会社	春日井市上田楽町3413番地14		○		○
30	ケアプランセンター心彩	497-0012	あま市七宝町下田上才当治23番地	052-717-4726	2377600750	株式会社ハートフル・ハウス	あま市七宝町下田西長代1372番地2				○
31	ケアプランセンター長楽	482-8349	稲沢市儀長5丁目129番地	0587-81-5482	2373901558	株式会社長楽	稲沢市儀長2丁目79番地				○
32	ケアプランセンター・花水木	496-8001	愛西市勝幡町緑町48番地	0567-22-5630	2377200205	有限会社 タケムラ	稲沢市正明寺2丁目7番14号	○	○		○
33	ケアプランセンターページブル弥富	490-1405	弥富市神戸2丁目53番地	0567-74-0770	2377500273	医療法人 服和会	弥富市佐古木3丁目292番地1	○		○	
34	ケアプラン 和み	496-0043	津島市古川町四丁目13番地	0567-69-5081	2372701033	アイエスエス株式会社	津島市藤里町1丁目42番地2	○	○		○
35	ケアプラン ひばり	490-1222	あま市木田飛江ノ見74番地5	052-462-1236	2377600719	有限会社 USD	あま市木田飛江ノ見74番地5	○			○
36	ケアプラン真藤香	496-0038	津島市橋町1丁目7番地3	0567-55-7566	2372701074	真藤香合同会社	津島市橋町1丁目7番地3	○			
37	ケアプラン みなとも 愛西	496-8017	愛西市大野山町海用62番地2 プロシード・アン303	0567-69-8222	2377200809	株式会社 Welloop	弥富市鯛浦町西前新田43番地	○	○	○	○
38	ケアプラン みなとも 弥富	498-0026	弥富市鯛浦町西前新田43番地	0567-65-8251	2377500307	株式会社 Welloop	弥富市鯛浦町西前新田43番地	○	○	○	○
39	ケアプラン ふれあいサービス	492-8145	稲沢市正明寺一丁目6番17号	0587-34-5288	2373900105	有限会社 ふれあいサービス	稲沢市正明寺一丁目6番17号		○		○
40	在宅介護支援センター おあしす	496-0072	津島市南新開町1丁目98番地	0567-23-3462	2372700092	医療法人 六寿会	津島市南新開町1丁目114番地	○			
41	指定居宅介護支援事業所 蓮香	498-8008	愛西市北河田町蓮田6番地の1	0567-31-7746	2377200254	株式会社 gaNeza	愛西市北河田町蓮田6番地の1	○	○	○	○
42	セーヌ蟹江居宅介護支援事業所	497-0036	海部郡蟹江町須成西7丁目90番地1	0567-94-3123	2375601610	医療法人 宝会	あま市七宝町下田矢倉下1432番地			○	
43	宝会指定居宅介護支援事業所	497-0012	あま市七宝町下田矢倉下1433番地	052-445-5427	2375600067	医療法人 宝会	あま市七宝町下田矢倉下1433番地			○	
44	長寿の里・十四山居宅介護支援事業所	490-1401	弥富市六條町大崎69番地1	0567-52-3294	2377500067	社会福祉法人 愛燦会	津島市江西町1丁目3番1	○		○	
45	長寿の里・津島居宅介護支援事業所	496-0874	津島市江西町1丁目4番5	0567-31-7331	2372700266	社会福祉法人 愛燦会	津島市江西町1丁目3番1	○	○		○
	津島ケアセンターまほろば	496-0834	津島市南本町2丁目1番地	0567-22-5766	2372700506	なも介護サポート有限会社	津島市南本町2丁目1番地	○		○	○

NO	居宅介護支援事業所名	郵便番号	所在地	電話	事業者番号	法人名	法人所在地	市包括	社協	佐屋苑	社協 佐織
47	津島中央病院指定居宅介護支援	496-0009	津島市葉苅町字綿掛63番地	0567-23-3200	2372700043	医療法人 三善会	津島市葉苅町綿掛63番地	○			○
48	ネットワーク愛知居宅介護支援事業所	496-0025	津島市中一色町西沢30番地	0567-33-0880	2372700696	株式会社 ニューキャスト	名古屋市中区千代田3丁目1番地11 紀志屋ビル3B	○		○	
49	ハート医科介護支援サービス	497-0004	あま市七宝町桂親田2027番地	052-449-6050	2375601479	株式会社タケダ	あま市七宝町桂親田2027番地			○	
50	ニチイケアセンターなごや西部	454-0911	名古屋市中川区高畑5丁目226	052-363-9611	2371002144	株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9 番地	○			
51	はっぴいケアプランセンター	496-0921	愛西市大井町七川北61番地	0567-33-1018	2377200197	医療法人 永好会	愛西市大井町七川北33番地	○	○	○	
52	はるすケアプランサービス蟹江	497-0052	海部郡蟹江町大字西之森字長瀬下 65番地22	0567-95-6871	2375601487	株式会社 ハルス	名古屋市守山区茶臼前5番10号			○	
53	ほのぼの愛西指定居宅介護支援事業所	496-8001	愛西市勝幡町緑町165番地1	0567-22-2911	2377200130	株式会社 サンケア	稲沢市平和町西光坊新町73番地	○	○	○	○
54	ほのぼのあま指定居宅介護支援事業所	490-1222	あま市木田五反田87番地4	052-449-4360	2377601063	株式会社 サンケア	稲沢市平和町西光坊新町73番地	○			○
55	ほのぼの平和指定居宅介護支援事業所	490-1323	稲沢市平和町下起南275番地	0567-47-1788	2373900881	株式会社 サンケア	稲沢市平和町西光坊新町73番地	○	○	○	○
56	明範荘指定居宅介護支援事業所	496-8046	愛西市赤目町山之神30番地1	0567-37-3077	2375600729	社会福祉法人 貞徳会	愛西市赤目町山之神30番地1	○	○		○
57	やまと介護サービス	492-8251	稲沢市東緑町三丁目3番地	0587-32-2232	2373900717	有限会社 やまと介護サービス	稲沢市奥田膳棚町13番地	○			○
58	居宅介護支援・尾張かたれあ	492-8075	稲沢市下津町東国府50番地	0587-74-5787	2373901871	医療法人 谷口歯科	稲沢市小池二丁目21番7号				○
59	悠々の里居宅介護支援事業所	496-0944	愛西市小茂井町宮浦64番地1	0567-28-6618	2377200379	社会福祉法人 萬里の会	愛西市小茂井町宮浦64番地1	○	○		○

地域包括支援センターの事業評価について

平成30年度から市町村やセンターは実施した事業に対する評価の実施と必要な措置を講ずることが義務化された。評価の実施については、全国で統一した指標を用いることで、全国の市町村及びセンター間の比較による評価が可能となり、本市においても、国が定めた指標に基づきセンターの事業評価を引き続き実施する。

1 評価項目(資料2-2参照)

1) 組織運営体制等

- ① 組織運営体制 12項目
- ② 個人情報管理 4項目
- ③ 利用者満足度の向上 3項目

2) 個別業務

- ① 総合相談支援業務 6項目
- ② 権利擁護業務 5項目
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 6項目
- ④ 地域ケア会議 9項目
- ⑤ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 5項目

3) 事業間連携(社会保障充実分) 5項目

2 評価方法

1) 各地域包括支援センターの自己評価

各地域包括支援センターにて、事業の自己評価を行うとともに、その根拠を記載する。課題と取り組みについては、中項目ごとに記載する。

2) 行政評価

事業の過程や効果等を市が各地域包括支援センターに対してヒアリングを行い、地域包括支援センターの自己評価及び事業報告を踏まえて行政評価を行う。

3) 運営協議会にて報告

地域包括支援センターの自己評価及び行政評価を踏まえて、最終的な評価を行う。

3 評価基準

評価	評価基準
3	業務が評価できるものであった。(優良評価)
2	業務が予定どおり遂行できた。(標準評価)
1	業務が遂行できなかった。

※ 自己評価理由は、すべての項目に対して記載する。

4 令和5年度 評価スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
地域包括支援センター	<p>実施計画に沿って運営</p> <p>● 前年度実績報告</p>		<p>● 前年度自己評価の実施・評価表提出</p>		<p>評価を受けて、改善策の検討及び実施</p>	
市			<p>自己評価表確認、ヒアリング</p>	<p>● 評価の報告</p>	<p>● 評価の公表 フィードバック</p>	
運営協議会				<p>● 前年度評価・実績の確認 評価に対する意見</p>		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域包括支援センター	<p>実施計画に沿って運営</p> <p>次年度計画の作成</p>			<p>● 次年度事業計画書案提出</p>	<p>● 運営協議会経て次年度計画の確定</p>	
市	<p>次年度運営方針及び評価項目の検討</p>				<p>● 運営協議会経て次年度方針の確定</p>	
運営協議会					<p>● 次年度運営方針及び事業計画に対する意見</p>	

5 評価結果推移

		H30	R1	R2	R3
市包括	自己評価	102	105	109	111
	市評価	104	105	109	110
社協包括	自己評価	103	107	107	110
	市評価	99	107	109	110
佐屋苑 包括	自己評価	97	107	110	108
	市評価	101	105	110	110
社協佐織 包括	自己評価				112
	市評価				111
平均	自己評価	100.7	106.3	108.7	110.3
	市評価	101.3	105.7	109.3	110.3

6 令和4年度の取組事項

令和3年度は全ての項目で評価2(標準評価)以上となった。令和4年度は、評価3(優良評価)の項目が増やせるよう、重層的課題解決等のため地域ケア会議の開催や、地域の支え合い体制づくりのため協議体へ積極的に参画し、それらに関連した項目の評価向上ができるよう取り組んでいる。

また、利用者のセルフマネジメントとして、住民運営の通いの場を活用するように示した。

愛西市内地域包括支援センター評価表

センター名()

大項目	中項目	小項目	自己評価	自己評価理由	課題と今後の取り組み
1 組織運営体制等	①組織運営体制	1 市が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。			
		2 事業計画の作成に当たって、市と協議し、市から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。			
		3 市の支援・指導の内容により、逐次センターの業務改善が図られているか。			
		4 市が設置する定期的な連絡会議に、毎回、出席しているか。			
		5 市から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。			
		6 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの実情に応じた重点業務を明らかにしているか。			
		7 市から配置を義務付けられている三職種を配置しているか。			
		8 市から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。			
		9 センターに在籍する全ての職員に対して、センター又は受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。			
		10 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。			
		11 平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。			
		12 パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。			
	②個人情報の管理	13 個人情報保護に関する市の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。			
		14 個人情報が漏えいした場合の対応など、市から指示のあった個人情報保護のための対応を各職員へ周知しているか。			
		15 個人情報の保護に関する責任者を配置しているか。			
		16 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。			
	③利用者満足度の向上	17 市の方針に従って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。			
		18 センターが受けた介護サービスに関する相談について、市に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。			
		19 相談者のプライバシー確保に関する市の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。			

大項目	中項目	小項目	自己評価	自己評価理由	課題と今後の取り組み	
2 個別業務	①総合相談支援業務	20	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか			
		21	相談事例の終結案件を、市と共有しているか。			
		22	相談事例の分類方法を市と共有しているか。			
		23	1年間の相談事例の件数を市に報告しているか。			
		24	相談事例の解決のために、市への支援を要請し、その要請に対し市から支援があったか。			
		25	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。			
	②権利擁護業務	26	成年後見制度の市長申し立てに関する判断基準が、市から共有されているか。			
		27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市と共有しているか。			
		28	センターまたは市が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。			
		29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。			
	30	消費者被害に関する情報を民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。				
	③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	31	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握しているか。			
		32	介護支援専門員を対象とした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。			
		33	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市からの情報提供や、市による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。			
		34	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。			
		35	介護支援専門員が、円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。			
		36	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。			

大項目	中項目	小項目	自己評価	自己評価理由	課題と今後の取り組み
2 個別業務	④地域ケア会議	37 地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市から示されているか。			
		38 センター主催の地域ケア会議の運営方針をセンター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。			
		39 センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。			
		40 センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。			
		41 市から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。			
		42 センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。			
		43 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。			
		44 センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。			
		45 センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市に報告しているか。			
		⑤介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	46 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市から示された基本方針をセンター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。		
47 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことはあるか。					
48 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市から示された支援の手法を活用しているか。					
49 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市から示されているか。					
50 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。					
3 事業間連携 (社会保障充実分事業)	51 医療関係者との合同事例検討会に参加しているか。				
	52 医療関係者との合同の講演会・勉強会等に参加しているか。				
	53 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。				
	54 認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。				
	55 生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。				

令和 5 年度 地域包括支援センターの事業計画

I 地域包括支援センターの設置状況

佐屋苑地域包括支援センター	
所在地	愛西市大井町浦田面 2 6 8 番地 6 (愛厚ホーム佐屋苑内)
担当地区	佐屋地区

愛西市社協地域包括支援センター	
所在地	愛西市江西町宮西 3 8 番地 (八開総合福祉センター内)
担当地区	立田地区及び八開地区

愛西市社協佐織地域包括支援センター	
所在地	愛西市町方町北堤外 1 3 6 番地 5
担当地区	佐織地区

II 地域包括支援センター事業計画

- (佐屋地区) 佐屋苑地域包括支援センター (設置者: 愛知県厚生事業団)

開所時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
休業日	・ 土曜日及び日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 1 2 月 2 9 日から 3 1 日まで及び翌年 1 月 2 日から 3 日まで
休業日・夜間の連絡体制	法人職員が受電し、法人職員より緊急連絡用の携帯電話に連絡
担当地区	佐屋地区

- (立田・八開地区) 愛西市社協地域包括支援センター (設置者: 愛西市社会福祉協議会)

開所時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
休業日	・ 土曜日及び日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 1 2 月 2 9 日から 3 1 日まで及び翌年 1 月 2 日から 3 日まで
休業日・夜間の連絡体制	緊急連絡用の携帯電話に転送
担当地区	立田地区及び八開地区

- (佐織地区) 愛西市社協佐織地域包括支援センター (設置者: 愛西市社会福祉協議会)

開所時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
休業日	・ 土曜日及び日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 1 2 月 2 9 日から 3 1 日まで及び翌年 1 月 2 日から 3 日まで
休業日・夜間の連絡体制	緊急連絡用の携帯電話に転送
担当地区	佐織地区

1 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）

対象者	内 容
要支援及び事業対象と判定された者	アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議の開催、サービス提供評価、給付管理事務（一部は居宅介護支援事業所に委託）を実施する。

2 総合相談支援業務

対象者	内 容
高齢者	高齢者や家族からの相談を受け、地域における保健、医療、福祉サービスの利用につなげる等の支援を実施する。

3 権利擁護業務

事業区分	対象者	内 容
高齢者虐待対応	高齢者及びその介護者	高齢者虐待の通報窓口として、虐待の予防・早期発見に努める。 介護サービスの利用や、緊急時には老人福祉施設等への入所など、他の機関と連携して実施する。
成年後見制度の活用促進	判断能力の低下した高齢者等	成年後見制度について説明するとともに、親族からの申立てが行われるよう支援する。 申立てを行うことができる親族がない等の場合は、市長申立てにつなげる。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

対象者	内 容
介護支援専門員	介護支援専門員研修を開催する。 支援困難事例についての指導助言をする。
市内居宅介護支援事業所 介護サービス事業所職員	研修会及び情報交換等を行う。

5 その他

業務名	内 容
市やその他関係機関が主催する会議へ参加	地域包括支援センター運営協議会等の開催時に会議へ参加する。
市内地域包括支援センターとの連絡調整	センター間の連携・協働等の体制を密にする。
認知症総合支援事業	認知症の人やその家族に対し、市と連携して支援する。
一般介護予防事業	介護予防把握事業及び介護予防普及啓発事業について、市と連携して実施する。
地域ケア会議	個別ケースの検討を行う。市の主催する地域ケア推進会議へ出席し、地域課題の解決に向けて取り組む。

Ⅲ 各地域包括支援センターの令和5年度 課題及び目標について

包括名	課題及び目標
佐屋苑 (佐屋)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出や地域交流の機会が減少し、高齢者の認知機能低下やフレイルが増加しているように感じられる。地域包括支援センターの業務においても、関係機関や地域住民等と、直接対面での情報共有や相談の機会が減少した。引き続き感染症拡大防止に努めながら、関係機関との情報共有、連携を行って、高齢者及びその家族の支援を遅延なく行っていきたい。また、令和5年度から担当地域が拡大するため、地域住民や関係機関等への周知、連携に努めて、地域ニーズの把握及びその支援を行っていきたい。
社協 (立田・八開)	毎月行われている民生児童委員協議会定例会や協議体に参加する中で、参加される方々との話から地域の課題について把握し、一緒に考える機会としている。令和4年度には、高齢者の移動についての話からシニアカーの試乗会を実施した。また、愛西市社会福祉協議会福祉まつりにおいて、「高齢者見守りステッカー配布事業」の体験とPRを行った。令和5年度も、協議体の場や民生委員、介護支援専門員との関わりの中で、地域課題の把握や事業のPRを行っていきたい。
社協 佐織 (佐織)	以下の3つを重点課題とし、目標を掲げます。 1：認知症に対するご家族様のご理解が得られないことから、医療・介護の両方の介入が困難なことが増えてきているため、地域に認知症に対する正しい理解を深めてもらえるように、自治会、老人クラブ、企業（スーパー、商店、喫茶店、金融機関等）に認知症サポーター養成講座の開催を依頼、実施します。 2：引きこもりの子と親の高齢化による8050家庭等、家庭ごとの問題点が高齢福祉分野だけでは解決ができなくなっているため、行政や医療機関、介護保険事業所、民生委員、警察に加えて、愛西市社会福祉協議会支援係、生活困窮担当者、障害相談支援事業所等と連携して重層的支援体制を実施します。 3：地域の介護支援専門員の数が、介護保険サービス利用希望者に対して少なくなっているため、直接、地域包括支援センターでケアプラン作成をするとともに、慢性的な不足に備え、セルフマネジメントの啓発を行います。

IV 高齢福祉課（地域包括支援センター担当）事業計画

1 在宅医療・介護連携推進事業

内 容	自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活が続けられるよう、在宅医療・介護サービス等の情報共有等の連携を図る体制整備に向けた取組を行う。
-----	--

2 生活支援体制整備事業

内 容	生活支援コーディネーターの配置及び協議体を設置し、生活支援・介護予防サービス提供体制の整備に向けた取組を行う。
-----	---

3 認知症総合支援事業

内 容	認知症初期集中支援チームを設置（七宝病院へ委託）し、認知症またはその疑いのある高齢者への早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。 認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス、地域の支援機関との連携を図るための支援及び認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。
-----	---

4 地域ケア会議推進事業

内 容	個別ケースを検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）及び介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される地域ケア推進会議を開催し、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着手に結びつけ、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を推進する取組を行う。
-----	--

6 一般介護予防事業

（1）介護予防把握事業

対象者	65歳以上の者（要介護者、要支援者、事業対象者を除く）
内 容	基本チェックリストを実施し、日常生活で必要となる機能（生活機能）の確認を行う。 満75歳の市民に基本チェックリストを配布する他、関係機関からの情報提供等により実施する。 基本チェックリストにより、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる者を介護予防・生活支援サービス事業の対象者（事業対象者）として判定し、必要な支援を案内し介護予防に向けた取り組みに繋げていく。

（2）介護予防普及啓発事業

事業名	内 容	実施期間
愛西おでかけサロン	文化会館、佐屋老人福祉センター、立田北部地区防災コミュニティセンター、立田南部地区防災コミュニティセンター、八開総合福祉センター、佐織公民館、JAあいち海部佐織支店の会場において、体操やゲーム、交流会等を行い、認知症・うつ・閉じこもりの予防のため実施する。	各会場 月2回 通年
脳若 トレーニング	JAあいち海部永和支店、佐織支店及び立田支店の会場において、体操やタブレット端末を利用したゲーム等を行い、認知症予防・認知機能の維持向上のため実施する。	各会場 月2回 通年

フレイル予防教室	フレイル予防のため、運動・栄養・口腔等の講義や体力測定及び運動実技を行う。	6回 1コース
出前講座 その他	高齢者が集まる場所において、介護予防・日常生活支援総合事業についての講習を行い、自ら介護予防に取り組む意欲を啓発する。	随時

(3) 地域介護予防活動支援事業

内 容	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
-----	-----------------------

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

内 容	地域における介護予防の取組を機能強化するため、理学療法士等が高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言するなど、地域包括支援センターと連携しながら通所系・訪問系サービス、地域ケア会議、住民主体の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援する。
-----	---

7 任意事業

事業名	内 容
認知症高齢者見守り事業	認知症に関する広報・啓発活動、徘徊探知機の貸し出し、認知症サポーターの養成及とフォローアップを行う。
高齢者見守りステッカー配布事業	認知症またはその疑いがあり、行方不明となるおそれのある方を対象に、早期保護を目的としたQRコード付きのステッカーを配布する。
認知症ピアサポート事業	認知症のある人や家族に対しての介護等に関する相談支援や交流会を開催し、心理的負担の軽減を図る。
家族介護支援事業	在宅で介護を行っている方、またはその家族に、介護の悩みや困ったことなどをお互いに話し合える機会を提供する。
成年後見制度利用支援事業	低所得の高齢者に成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。

8 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

内 容	保険年金課と連携して、75歳以上の高齢者のいる通いの場等に出向き、フレイル予防の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防等の健康教育、健康相談を行う。
-----	--

令和 5 年度

愛西市地域包括支援センター運営方針
(案)

愛西市

愛西市地域包括支援センター運営方針（案）

I 方針策定の趣旨

この「愛西市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定する。

II センター等の意義・目的

センターは、地域に暮らす高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核的機関として設置する（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項）。

センターの設置責任主体は愛西市（以下「市」という。）であることから、市は、センターの設置目的を達成するための体制の整備に努め、その運営について適切に関与する。

また、市が事務局となって設置する地域包括支援センター運営協議会（以下「センター運営協議会」という。市地域密着型サービス運営委員会の機能も有する。）は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保するものとする。

III 運営上の基本的視点

1 公益性

(1) センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、介護保険法及び各種法制度を遵守し、公正で中立性の高い事業運営を行う。

(2) センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

2 地域性

(1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

(2) センター運営協議会等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く吸い上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

3 協働性

(1) センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が相互に情報を共有し、考え方・方針を理解したうえで、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体をチームとして支える。

(2) 地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、社会福祉協議会や警察等の公共機関、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

IV 運営体制について

1 運営体制

(1) 職員の職務

ア センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るよう職務を遂行する。

イ センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域の特性に応じた事業運営に努める。

ウ 各年度の目標を設定し、目標達成に向けての事業運営に努めるとともに、年度末には目標に対する事業の評価を行う。

(2) 職員の姿勢

ア センター長は、各職員及びセンター全体の業務を把握し、一部の業務や一部の職員の業務が集中することなく業務の調整が図られるよう業務管理に努める。

イ センター職員は、中立・公正な立場であることを共通認識として持ち業務を遂行する。

ウ センター職員は、センターの設置目的と基本的機能を理解したうえで、業務を遂行する。

エ センター職員は、抱えている事例や対処方法について相互に報告し合い、3職種が協働して「チーム」として検討しながら業務を遂行する。

(3) 職員の資質の向上

ア 専門性の維持向上を目的に、研修会に参加するなどの取組を積極的に行う。

イ 職員の専門性の向上のため研修に参加できるよう業務分担等について配慮し、一部の職員が研修を受講した場合、センター内で研修内容を共有するために、受講報告・伝達の工夫等が行えるよう体制を整える。

(4) 書類の整備

ア 実績報告書・事業計画等の期日内提出を行う。

イ 職員の変更等があった場合においても変更届出書を速やかに提出する。

ウ 相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。

(5) 苦情対応

センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を記録し、必要に応じて速やかに市に報告する。

(6) 緊急時の体制

センターの開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう連絡体制や連絡網等を整備する。

(7) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについて、個人情報保護法及び愛西市個人情報保護条例に基づき、センターが有する高齢者などの情報が業務に関係のない目的で使用することや不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を遵守し、

個人情報保護に留意する。情報機器の運用に関しては別途示す愛西市情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティに関する研修やチェックは市に準じた対応を行うこと。システムの運用・管理は受託者の責任において行うものとする。

V センターの業務について

1 総合相談支援業務

(1) 実態把握

ア 様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。

イ 地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行い、把握した問題やニーズについて、予防へと展開していく取組を行う。

(2) 総合相談業務

ア 地域において安心できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくることとする。

イ 関係機関からの相談に対し、速やかに対応し、報告するなど信頼関係構築に努め、相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整えるものとする。

(3) 地域におけるネットワークの構築

ア センターの業務を適切に実施していくために、また、業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

イ 地域の様々な関係者のネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに、総合相談等を通じて、支援が必要と判断された高齢者に対して、センターの各専門職によるチームで支援を行う。

ウ 地域における高齢者虐待防止ネットワーク構築のため、行政・関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組むこととする。虐待の早期発見や発生した虐待を止めるための具体的な介入、再び起こさないための見守り活動等を行ううえで、ネットワークを活用するものとする。

(4) 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応策を検討する。また、市担当課とも連携を図り、適切な対応を行う。

2 権利擁護業務

(1) 権利擁護に関する啓発

権利擁護（高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害の防止等）について、関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、被害を防止するための啓発活動に取り組む。

(2) 高齢者虐待への対応

- ア 地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取り組む。
- イ 通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市高齢福祉課とも連携を図り、適切な対応を行う。

(3) 成年後見制度の活用

- ア 認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や、金銭管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度の活用が必要かどうかを判断する。
- イ 成年後見制度の利用が必要と判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行う。
- ウ 成年後見制度の利用が必要と判断したが、申立て可能な親族がない場合等は市に報告し、市長申立てへ繋げる。
- エ 成年後見人等に対する報酬に関する助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると認める場合は、愛西市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき対応する。

(4) 消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援する。また、相談を受けた場合は、被害の防止・回復のため関係機関と連携し適切な対応を行う。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- ア 地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- イ 地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

(2) 介護支援専門員に対する支援

- ア 地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言、同行訪問等を行う。
- イ 地域の介護支援専門員の支援については、事業所の人員配置等の形態にも配慮した支援に努める。
- ウ 地域の介護支援専門員の問題解決能力を高める支援に努める。
- エ 個々の介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し、地域の介護支援専門員全体で共有できるよう取組を行う。

(3) 事例検討会・研修会等の実施による支援

- ア 介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

また、事例検討会、研修会等を開催する際には、地域の介護支援専門員との協働で企画する等、地域の介護支援専門員が主体的に参加できるよう取組を行う。

イ 地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワーク構築を支援する。

4 地域ケア会議

(1) 多職種との連携の下で、個別課題の支援内容や地域課題等を検討する「地域ケア会議」を各センターで開催する。

(2) 地域の保健・医療・福祉・介護の専門職及び地縁組織等の関連する他の機関との連携の下で市が開催する「地域ケア推進会議」にて、地域課題の抽出、必要とされる地域づくり及び地域資源等の検討を行う。

5 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

(1) 介護予防ケアマネジメント

要支援者（指定介護予防支援または特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）及び日常生活総合事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行う。実施に当たっては、高齢者本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、本人のできることを共に発見し、本人の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指す。

6 指定介護予防支援事業

(1) 指定介護予防支援

ア 指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる利用者に対して、介護予防を目的とし、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき、利用者の自立に向けて、介護予防サービス等適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

イ センターは、指定介護予防支援事業者（介護保険法第115条の22）の指定を受け、指定介護予防支援事業（予防給付のマネジメント）を実施する。

7 一般介護予防事業

(1) 将来、介護が必要となる可能性が高い虚弱な高齢者を把握し、必要なサービスを利用することにより、介護予防の効果を発揮することができるよう支援する。

(2) 一人ひとりの高齢者の生きがいや自己実現のための取り組みを総合的に支援することにより、生活の質（QOL）の向上を目指すものとする。そのためには、利用者の主体的な取り組みが不可欠であり、それがなければ十分な効果も期待できないため、利用者の意欲が高まる適切な働きかけに努める。

(3) 介護予防の意義や知識の普及啓発、地域において介護予防活動が自主的に実施されることで、介護予防に向けた地域づくりを促進する。

- (4) 介護予防に関わる人材育成、地域活動組織の育成や支援等を実施し、介護予防の重要性や一般的な知識、介護予防事業の内容、参加方法等の事業実施に関する情報について普及啓発を行う。

8 在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズの必要な高齢者が在宅生活を送るために在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、地域の医療・介護の関係機関・関係団体等と連携・協力体制構築に向けての取組を行う。

9 生活支援サービスの体制整備

高齢者が生きがいを持ちながら暮らしていくためには、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を図っていくことが必要不可欠であり、生活支援のための多種多様なサービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターやその活動を支える協議体及び市と協働でその取り組みを推進する。

10 認知症高齢者及び家族への支援

- (1) 認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行う。
- (2) 地域住民や関係機関等が、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行う。
- (3) 認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決するために、医療機関等関係機関との連携・協力体制を構築する。
- (4) 認知症高齢者の権利擁護のため、成年後見制度等の情報や相談機関・団体等の周知を行う。
- (5) 虐待を受けた認知症高齢者の保護、心身のケアを行うとともに、虐待を行った養護者等に対する支援も行う。

11 住宅改修に係る理由書作成

愛西市住宅改修支援事業実施要綱に基づき作成の対応を行う。

12 その他

(1) 地域支援事業の実施について

平成18年6月9日老発第069001号「地域支援事業の実施について」（最終改正平成30年5月10日付け老発0510第3号通知）、平成17年12月19日厚生労働省老健局作成「地域包括支援センター業務マニュアル」及び平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号「地域包括支援センターの設置運営について」（最終改正平成30年5月10日付け老総発0510第1号、老高発0510第2号、老振発0510第3号、老老発0510第1号通知）を遵守して実施するものとする。

なお、「地域支援事業の実施について」、「地域包括支援センター業務マニュアル」及び「地域包括支援センターの設置運営について」が改正された場合は、最新を優先するものとする。

地域密着型サービス事業所について

(1) 地域密着型サービスの状況について

愛西市内の地域密着型サービスの整備状況は、次のとおりです。

令和4年12月31日現在

サービス種類	日常生活圏域									
	佐屋地区		立田地区		八開地区		佐織地区		合計	
	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員
小規模多機能型居宅介護	1	24					1	29	2	53
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	1	18			1	18	1	18	3	54
地域密着型通所介護(小規模通所介護)	2	28	1	15			3	31	6	74
認知症対応型通所介護			2	24					2	24

※小規模多機能型居宅介護については、登録定員

(2) 地域密着型サービスの市内事業所について

介護保険法第78条の2第1項および第115条の11第1項の規定による愛西市内における地域密着型サービスの指定事業所は、次のとおりです。

【サービス名：小規模多機能型居宅介護】

令和4年12月31日現在

事業所名	日常生活圏域	事業所所在地	登録定員
1 小規模多機能型居宅介護事業所悠縁	佐屋地区	甘村井町勘十田割 21-2	24名
2 ニチイケアセンター愛西	佐織地区	南河田町高台 87	29名

【サービス名：認知症対応型共同生活介護】

令和4年12月31日現在

事業所名	日常生活圏域	事業所所在地	定員
1 グループホーム悠縁	佐屋地区	甘村井町勘十田割 21-2	18名
2 グループホームアリスの家	佐織地区	町方町大山田 104	18名
3 ガーデンホーム赤目	八開地区	赤目町山之神 80	18名

【サービス名：地域密着型通所介護(小規模通所介護)】

平成 28 年 4 月に県から移行（定員数 18 人以下の事業所）

令和 4 年 12 月 31 日現在

事業所名	日常生活圏域	事業所所在地	定員
1 デイサービスセンター悠縁	佐屋地区	甘村井町勘十田割 36	18 名
2 デイサービス和ごころ佐屋	佐屋地区	東條町高田 10-5	10 名
3 老人デイサービスセンター悠々の里	立田地区	小茂井町宮浦 64-1	15 名
4 デイサービス蓮香	佐織地区	北河田町蓮田 6-1	15 名
5 デイサービスセンターひまわり	佐織地区	勝幡町東町 264	10 名
6 通所介護シャオ	佐織地区	草平町江ノ田 51-1	6 名

【サービス名：認知症対応型通所介護】

令和 4 年 12 月 31 日現在

事業所名	日常生活圏域	事業所所在地	登録定員
1 ma・maison愛西ガーデン1	立田地区	山路町野方 149-132	12 名
2 ma・maison愛西ガーデン2	立田地区	山路町野方 149-132	12 名

(3) 新規申請・指定更新について

地域密着型サービス事業所から、新規指定・更新申請の提出により指定となった事業所は、次のとおりです。

令和 4 年 12 月 31 日現在

事業所名	事業所所在地	サービス名	届出日	変更内容
前回報告(令和 4 年 9 月末まで)以降、該当事業所はありません。				

(4) 廃止・休止・再開について

地域密着型サービス事業所から、廃止・休止・再開届の提出のあった事業所は、次のとおりです。

令和 4 年 12 月 31 日現在

事業所名	事業所所在地	サービス名	届出日	変更内容
前回報告(令和 4 年 9 月末まで)以降、該当事業所はありません。				

(5) 指定内容の変更について

地域密着型サービス事業所から、変更届等の提出により指定内容が変更となった事業所は、次のとおりです。

令和4年12月31日現在

事業所名	事業所所在地	サービス名	届出日	変更内容
前回報告(令和4年9月末まで)以降、該当事業所はありません。				

※介護報酬算定に関する加算等の変更等、その他軽微な変更は省略。